

(様式第 1 号)

諏訪市補助金等交付規則第 4 条関係

補助金等取扱基準

補助金等の名称	風樹文庫ふうじゅの会育成補助金
補助事業等の目標	信州風樹文庫を生涯学習の基点として読書普及のため人材育成及び地域に読書推進を図るため
補助事業等の対象者	ふうじゅの会会員及び市民
補助対象経費	ふうじゅの会で開催する講演会等の運営費補助
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内において、38,700 円を上限とする。 【補助額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 風樹文庫の有効活用と読書推進活動の推進のため
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	—
補助事業等の終了時期	【終期が3年を超える場合の理由】 生涯教育の育成には継続が必要であるため
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 教育委員会 生涯学習課 図書館

令和 2 年 3 月 16 日 一部改正 (令和 2 年 4 月 1 日 施行)

令和 3 年 11 月 9 日 一部改正 (令和 3 年 11 月 9 日 施行)